定額減税補足給付金

調整給付金（不足額給付①）のご案内

調整給付金（不足額給付①）は、当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給するものです。

支給対象となる方へ、９月９日に確認書を発送しております。

●支給対象者

令和７年１月１日時点で本別町に住民登録があり、次の１または２のいずれかに該当する方で、「不足額給付所要額」（本来給付すべき所要額）が昨年実施した「当初調整給付所要額」を上回る方

１．所得税の定額減税可能額（３万円×減税対象人数）が「令和６年分所得税額」を上回る方

２．住民税の定額減税可能額（１万円×減税対象人数）が「令和６年度個人住民税所得割額」を上回る方

※減税対象人数：納税義務者本人、配偶者を含む扶養親族（16歳未満を含む）の合計（国内居住者に限る）

ただし、納税義務者本人の令和６年分所得税及び令和６年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※令和６年分所得税及び令和６年度住民税所得割額がいずれも０円の場合、定額減税の対象ではなくなるため、不足額給付の対象外となります。

●支給額

「不足額給付所要額」－「当初調整給付所要額」＝不足額給付額

所要額：（１）と（２）の合算額を１万円単位に切り上げた額

（１）所得税分定額減税可能額 － 令和６年分所得税額（※）（マイナスの場合は0）

（２）住民税所得割分定額減税可能額 － 令和６年度住民税所得割額（マイナスの場合は０）

※当初調整給付所要額においては「令和６年分推計所得税額」

●給付金の申請方法

お手元に届いた確認書に同封されているチラシをご覧ください。口座情報が記載されていない確認書（青色）が届いた場合、必ず返送が必要です。

●申請期限

令和７年１０月３１日（金）

※確認書に口座情報が記載されている方は、振込口座の変更がない場合返送不要ですが、振込口座を変更する方は9月26日（金）までに返送してください。

定額減税補足給付金（不足額給付）をかたった**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場に不審な電話や郵便があった場合は、本別町や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（＃９１１０）にご連絡ください。

お問い合わせ先

■本別町役場　住民課税務担当

☎０１５６－２２－８１２７（受付時間：平日　８：30～17：15）

定額減税補足給付金

調整給付金（不足額給付②）のご案内

調整給付金（不足額給付②）は、令和６年分所得税及び令和６年度個人住民税において本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、１人当たり原則４万円（定額）を支給するものです。

不足額給付②の支給対象になると本町で確認できた方には９月中旬以降「確認書」（ピンク色）を送付する予定ですが、ご自身が下記の要件に当てはまるにも関わらず、確認書が届かない場合は申請が必要ですのでお手数ですがお問い合わせください。

●支給対象者

令和７年１月１日時点で本別町にお住まいの方で、次の１から３のすべての要件を満たす方

1. 令和６年分所得税及び令和６年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外）
2. 税制度上「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額４８万円超の方（≒扶養親族等としても定額減税対象外）
3. 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

●支給額

原則　４万円

ただし、令和６年１月１日時点で国外居住者であった場合や個々の課税状況、被扶養状況によって支給額が３万円または１万円となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●給付金の申請方法

【確認書が送付された方】

確認書に記載されている支給要件をご確認いただき、確認書下部の署名欄に必要事項を記入のうえ、口座番号のわかる通帳等の写しとともに返送してください。（記載されている口座への振込で変更がない場合、通帳等の写しは返送不要です）

【要件を満たすが確認書が送付されていない方】

転入等により令和６年度と令和７年度の課税団体が異なる方等については、個人の状況によって「確認書」が送付されない場合があります。その際にはお手数ですが下記までお問い合わせください。後日、申請書を送付いたします。申請の際に、令和６年分の源泉徴収票や確定申告書、事業主の確定申告書（写しまたは控え）等の必要書類を添えて提出いただく場合があります。

●申請期限　不足額給付②の方は返送をお願いします。

令和７年１０月３１日（金）

定額減税補足給付金（不足額給付）をかたった**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場に不審な電話や郵便があった場合は、本別町や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（＃９１１０）にご連絡ください。

お問い合わせ先

■本別町役場　住民課税務担当

☎０１５６－２２－８１２７（受付時間：平日　８：30～17：15）